

定例会提出予定案件資料

予定議案	ページ
1 令和7年第2回市議会定例会提出予定議案 -----	1
予算関係	
2 令和7(2025)年度各会計補正予算総括表-----	2
3 令和7(2025)年度各会計補正予算の内訳-----	3～5
4 令和7(2025)年度各会計補正予算の内容-----	6～9
条例関係	
5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子-----	10～16

1 令和7年第2回市議会定例会提出予定議案

(議案)

- | | | |
|----|---|---------|
| 1 | 令和7(2025)年度函館市一般会計補正予算 | 【財務部ほか】 |
| 2 | 令和7(2025)年度函館市公共下水道事業会計補正予算 | 【企業局】 |
| 3 | 令和7(2025)年度函館市交通事業会計補正予算 | 【企業局】 |
| 4 | 令和7(2025)年度函館市病院事業会計補正予算 | 【病院局】 |
| 5 | 職員の勤務時間に関する条例および職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 【総務部】 |
| 6 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 【総務部】 |
| 7 | 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正について | 【企業局】 |
| 8 | 函館市税条例の一部改正について | 【財務部】 |
| 9 | 函館市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の制定について | 【企画部】 |
| 10 | 函館市学校給食共同調理場条例の一部改正について | 【教育委員会】 |
| 11 | 物品の購入契約について(屈折はしご付消防ポンプ自動車1台) | 【消防本部】 |
| 12 | 同件(高規格救急自動車1台) | 【消防本部】 |
| 13 | 同件(消防救急デジタル無線設備一式) | 【消防本部】 |

(報告)

- | | | |
|---|-------------------------------------|---------|
| 1 | 令和6(2024)年度函館市一般会計繰越明許費繰越計算書 | 【財務部】 |
| 2 | 令和6(2024)年度函館市一般会計事故繰越し繰越計算書 | 【財務部】 |
| 3 | 令和6(2024)年度函館市公共下水道事業会計予算繰越計算書 | 【企業局】 |
| 4 | 定期監査, 随時監査(工事監査), 行政監査および例月現金出納検査報告 | 【監査事務局】 |

2 令和7(2025)年度各会計補正予算 総括表

(単位：千円)

会計区分		補正前	補正額	補正後	
一 一般会計		152,490,000	1,833,863	154,323,863	
特別会計	港湾事業	2,767,000		2,767,000	
	国民健康保険事業	25,818,653		25,818,653	
	自転車競走事業	34,866,220		34,866,220	
	奨学資金	16,668		16,668	
	地方卸売市場事業	415,000		415,000	
	介護保険事業	31,915,049		31,915,049	
	発電事業	4,300		4,300	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	150,865		150,865	
	後期高齢者医療事業	5,198,905		5,198,905	
	小計	101,152,660		101,152,660	
企業会計	水道事業	収入	7,107,626		7,107,626
		支出	8,974,476		8,974,476
	公共下水道事業	収入	11,392,431	17,519	11,409,950
		支出	12,712,982	36,161	12,749,143
	交通事業	収入	2,114,925	▲ 104,281	2,010,644
支出		2,439,961	▲ 104,281	2,335,680	
病院事業	収入	29,045,496		29,045,496	
	支出	30,513,606		30,513,606	
小計	収入	49,660,478	▲ 86,762	49,573,716	
	支出	54,641,025	▲ 68,120	54,572,905	
合計		収入	303,303,138	1,747,101	305,050,239
		支出	308,283,685	1,765,743	310,049,428

3 令和7(2025)年度各会計補正予算の内訳

【一般会計・歳出】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
総務費	8,244,295	50,000	8,294,295	・ 宿泊税導入準備経費増 50,000
民生費	59,114,601	310,778	59,425,379	・ 補助金等返還金増 296,004 ・ 児童館等管理運営所要経費(その他諸経費)増 1,320 ・ 生活保護適正化対策事業費増 2,154 ・ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費 11,300
衛生費	17,220,198	32,567	17,252,765	・ 補助金等返還金 32,437 ・ 乳幼児健康診査事業費増 130
労働費	163,927	2,660	166,587	・ 地方就職学生支援事業費増 2,660
農林水産費	1,399,007	128,760	1,527,767	・ 沿岸漁業構造改善対策事業費補助金増 128,760
商工費	11,239,511	3,886	11,243,397	・ 宿泊税周知・広報関係経費 1,886 ・ 八幡坂マナー啓発事業費 2,000
土木費	11,426,087	62,932	11,489,019	・ 補助金等返還金 2 ・ 除雪費増 62,930
教育費	7,090,218	45,422	7,135,640	・ 学校給食設備改善事業費増 7,922 ・ 重要文化財大谷派本願寺函館別院保存修理 事業費補助金増 37,500
諸支出金	6,654,413	805,308	7,459,721	・ 交通事業補助金減 ▲ 44,692 ・ 財政調整基金積立金増 850,000
予備費	100,000	391,550	491,550	
その他	29,837,743		29,837,743	
歳出合計	152,490,000	1,833,863	154,323,863	

【一般会計・歳入】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
国庫支出金	37,245,222	68,398	37,313,620	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス費負担金増 18,003 ・ 障害者自立支援医療費負担金増 43 ・ 障害児通所給付費負担金増 1 ・ 児童手当負担金増 7,284 ・ 児童扶養手当負担金増 806 ・ 低所得者介護保険料軽減負担金増 973 ・ 母子保健費負担金増 1 ・ 生活保護費補助金増 1,076 ・ 訪問介護等サービス提供体制確保支援 事業費補助金 7,833 ・ 観光推進事業費補助金増 913 ・ 新しい地方経済・生活環境創生交付金 31,465
道支出金	8,575,085	111,642	8,686,727	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者介護保険料軽減負担金増 3 ・ 出産・子育て応援給付金給付事業費補助金増 44 ・ 地方創生対策推進費補助金増 1,995 ・ 沿岸漁業構造改善事業費補助金 84,600 ・ 文化財整備費補助金増 25,000
寄付金	3,202,275	100	3,202,375	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと寄付金増 100
繰入金	2,961,238	56,023	3,017,261	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整基金繰入金増 51,886 ・ 観光振興基金繰入金増 1,087 ・ 地域振興基金繰入金増 1,250 ・ 企業版ふるさと納税基金繰入金増 1,800
繰越金	100,000	1,600,000	1,700,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度繰越金増 1,600,000
市債	10,441,700	▲ 2,300	10,439,400	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸漁業構造改善対策事業債増 42,300 ・ 交通事業会計補助金債皆減 ▲ 44,600
その他	89,964,480		89,964,480	
歳入合計	152,490,000	1,833,863	154,323,863	

【一般会計・その他】

(単位:千円)

【債務負担行為・追加】					
・除雪管理システム業務委託料	期 間	令和8(2026)年度から 令和9(2027)年度まで	限度額	11,314	【土木部】
・学校給食調理業務委託料(港小学校)	期 間	令和8(2026)年度	限度額	33,911	【教育委員会】
・学校給食配送業務委託料(港小学校)	期 間	令和8(2026)年度	限度額	4,910	【教育委員会】

【公共下水道事業会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
下水道事業費用	6,871,380	36,161	6,907,541	・ 管渠費(下水道管路調査委託料)増 38,019 ・ 消費税及び地方消費税減 ▲ 1,858
資本的支出	5,841,602		5,841,602	
支出合計	12,712,982	36,161	12,749,143	
下水道事業収益	7,981,582	17,519	7,999,101	・ 国庫補助金 17,519
資本的収入	3,410,849		3,410,849	
収入合計	11,392,431	17,519	11,409,950	

※営業費用中管渠費の財源に充てるため、企業債20,500千円を借り入れる。

【交通事業会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
軌道事業費用	1,681,641		1,681,641	
資本的支出	758,320	▲ 104,281	654,039	・ 軌道費減 ▲ 104,281 (軌道改良工事皆減▲178,768, 軌道制振化工事増74,487)
支出合計	2,439,961	▲ 104,281	2,335,680	
軌道事業収益	1,563,944		1,563,944	
資本的収入	550,981	▲ 104,281	446,700	・ 国庫補助金皆減 ▲ 59,589 ・ 他会計補助金皆減 ▲ 44,692
収入合計	2,114,925	▲ 104,281	2,010,644	諸支出金 ▲44,692(補助金減 ▲44,692)

【病院事業会計】

(単位:千円)

【債務負担行為】				
・道南ドクターヘリ格納庫賃借料	期間	令和8(2026)年度から 令和17(2035)年度まで	限度額	220,000

4 令和7(2025)年度各会計補正予算の内容

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
1 新規および増額分	263,870	154,819	109,051
[総務費・徴税费] 【財務部】 1 宿泊税導入準備経費 宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者に対し、 宿泊税導入に伴うシステム改修等に要する経費を補助 既決予算額 6,804 → 56,804	50,000		50,000
[商工費・観光費] 【観光部】 2 宿泊税周知・広報関係経費 市内の宿泊施設や交通機関における 宿泊税導入の周知・広報に要する経費を計上 既決予算額 0 → 1,886	1,886		1,886
[民生費・子ども健全育成費] 【子ども未来部】 3 児童館等管理運営所要経費(その他諸経費) 令和6年度に採納した指定寄付金を活用し、児童館の備品を整備 既決予算額 51,869 → 53,189	1,320	1,250 (地域振興基金)	70
[民生費・生活保護総務費] 【保健福祉部】 4 生活保護適正化対策事業費 生活保護基準の改正等に伴う生活保護システム改修費の増額 既決予算額 15,306 → 17,460	2,154	1,076 (国)1/2	1,078
[民生費・介護保険事業費] 【保健福祉部】 5 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費 訪問介護事業者等が行う人材確保体制の構築に向けた取組に対する補助 既決予算額 0 → 11,300	11,300	7,833 (国)2/3,3/4	3,467
[衛生費・母子保健費] 【子ども未来部】 6 乳幼児健康診査事業費 令和7年度に採納したふるさと寄付金を活用し、 乳幼児健診等で使用する備品を整備 既決予算額 2,197 → 2,327	130	100 (寄付金)	30
[労働費・労働総務費] 【経済部】 7 地方就職学生支援事業費 東京圏の大学・大学院を卒業・修了後、 道内企業へ就職し、市内へ移住した場合にその移住に要した経費を補助 既決予算額 260 → 2,920	2,660	1,995 (道)3/4	665

(単位:千円)

	科目・内容	事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
8	[農林水産費・水産振興費] 【農林水産部】 沿岸漁業構造改善対策事業費補助金(栽培漁業施設整備事業) 湯川沖でのトラウトサーモンの養殖試験に必要な 養殖生け簀施設整備に対する経費を補助 既決予算額 4,900 → 131,860	126,960	126,900 (道)1/2 (市債)	60
9	[農林水産費・水産振興費] 【農林水産部】 沿岸漁業構造改善対策事業費補助金(漁業用流通施設整備事業) 令和6年度に採納したふるさと寄付金を活用し, 榎法華港荷捌き施設整備に対する経費を補助 既決予算額 0 → 1,800	1,800	1,800 (企業版 ふるさと 納税基金)	
10	[商工費・観光費] 【観光部】 八幡坂マナー啓発事業費 訪日外国人等のマナーの向上を図るため, 八幡坂における定期巡回・マナー啓発事業を実施 既決予算額 0 → 2,000	2,000	2,000 (国)1/2 (観光振興基金)	
11	[土木費・道路橋梁維持費] 【土木部】 除雪費(除雪管理システム導入業務委託料分) 除雪業務の効率化および市民サービスの向上のため 除雪管理システムを導入 既決予算額 0 → 62,930	62,930	31,465 (国)1/2	31,465
				[債務負担行為・追加] ・期 間：令和8(2026)年度から 令和9(2027)年度まで ・限度額：11,314千円
12	[教育費・学校管理費(小学校費)] 【教育委員会】 学校給食調理業務委託料 港小学校に学校給食共同調理場を設置するため, 調理業務委託の令和8年度分の債務負担行為を設定			
				[債務負担行為・追加] ・期 間：令和8(2026)年度 ・限度額：33,911千円
13	[教育費・学校管理費(小学校費)] 【教育委員会】 学校給食配送業務委託料 港小学校から万年橋小学校へ学校給食を配送するため, 配送業務委託の令和8年度分の債務負担行為を設定			
				[債務負担行為・追加] ・期 間：令和8(2026)年度 ・限度額：4,910千円
14	[教育費・学校管理費(小学校費)] 【教育委員会】 学校給食設備改善事業費 港小学校から万年橋小学校へ学校給食を配送するため, 配送コンテナ等を整備 既決予算額 8,162 → 16,084	7,922		7,922

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[教育費・文化財保護費] 【教育委員会】 15 重要文化財大谷派本願寺函館別院保存修理事業費補助金 耐震基礎工事において、予定よりも長い杭打設による 工事費の増額に伴う補助金の増額 既決予算額 112,500 → 150,000	37,500	25,000 (道)1/2	12,500
[諸支出金・交通事業費] 【財務部】 16 交通事業補助金 軌道改良工事（LRTシステム整備）に要する経費の皆減に伴う 繰出金の減額 既決予算額 376,398 → 331,706	▲ 44,692	▲ 44,600 (市債)	▲ 92
[病院事業会計] 【病院局】 17 道南ドクターヘリ格納庫賃借料 道南ドクターヘリの格納庫を賃貸借するため、 令和8年度から令和17年度までの債務負担行為を設定		[債務負担行為] ・期間：令和8(2026)年度から 令和17(2035)年度まで ・限度額：220,000千円	
2 その他補正分	1,178,443		1,178,443
[民生費・社会福祉総務費ほか] 【保健福祉部・子ども未来部・土木部】 18 補助金等返還金 令和5年度および令和6年度概算交付額等超過分 既決予算額 751 → 329,194	328,443		328,443
[諸支出金・財政調整基金積立金] 【財務部】 19 財政調整基金積立金 地方財政法に基づく前年度決算剰余見込額の1/2の積立 既決予算額 16,283 → 866,283	850,000		850,000
3 予備費	391,550		391,550
[予備費] 【財務部】 20 予備費(100,000 → 491,550)	391,550		391,550
合 計	1,833,863	154,819	1,679,044

(単位:千円)

	科目・内容	事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
21	【歳入(一般財源)】 令和6年度国道支出金精算不足額交付分	【保健福祉部・子ども未来部】	27,158	▲ 27,158
22	【歳入(一般財源)】 財政調整基金繰入金 (1,945,349 → 1,997,235)	【財務部】	51,886	▲ 51,886
23	【歳入(一般財源)】 前年度繰越金(100,000 → 1,700,000)	【財務部】	1,600,000	▲ 1,600,000

5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の特定親族特別控除に関する規定、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定および身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免申請書の記載事項等に関する規定の整備をするため

2 改正内容

(1) 個人市民税

(第27条の2, 第27条の3, 第27条の3の2, 第27条の3の3)

個人の市民税について、大学生年代(19歳以上23歳未満)の親族に関する控除の規定を新設する。

(2) たばこ税(附則第15条)

加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとする。

(3) 軽自動車税(第69条の2)

軽自動車税(種別割)の減免申請のうち、運転免許証を提示することとされている場合において、個人番号カードに記録された免許情報を確認する方法によることも可能とする。

3 施行期日

(1) 第69条の2の改正規定 公布の日

(2) 第27条の2, 第27条の3, 第27条の3の2, 第27条の3の3の改正規定 令和8年1月1日

(3) 附則第15条の改正規定 令和8年4月1日

函館市税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(所得控除)</p> <p>第26条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額または扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項および第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条の2 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、総所得金額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）もしくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第26条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第26条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額または特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項および第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条の2 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、総所得金額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の3の2第1項第3号および第27条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除またはこれ</p>

「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)および第18条第2項に規定する者については、この限りでない。

2～8 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第27条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第33条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下

らと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第26条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)および第18条第2項に規定する者については、この限りでない。

2～8 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第27条の3の2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族または特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第33条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もしくは特定親族

この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
 - (3) 扶養親族の氏名
 - (4) (略)
- 2～5 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第69条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)または精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者または精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者もしくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者または当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)または精神保健及び精

(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
 - (3) 扶養親族または特定親族の氏名
 - (4) (略)
- 2～5 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第69条の2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)または精神保健及び精

神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等または身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日および有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

(新設)

3・4 (略)

附 則

第15条 削除

神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 (略)

附 則

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第15条 令和8年4月1日以後に第72条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第72条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第73条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第74条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻

たばこ（第72条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを地方税法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の地方税法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第73条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第73条の2の規定により製造たばことみなされる

ものを除く。）と併せて喫煙の用に供される
加熱式たばこ（同条の規定により製造たばこ
とみなされるものに限る。）であつて当該加
熱式たばこのみの品目のもの